

## 第 44 回大阪府環境影響評価審査会議事概要

1 日 時：平成 25 年 2 月 5 日（火）13:00～15:50  
場 所：国民會館住友生命ビル 12 階 大会議室

2 出席委員：加賀委員、貫上委員、黒坂委員、桑野委員、近藤委員、島田委員、中野委員  
西野委員、坂東委員、藤田委員、又野委員、松村委員

3 議 題：

- (1) (仮称) 淀川左岸線延伸部に係る環境影響評価方法書について
- (2) 東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について
- (3) その他

4 議事内容：

- (1) (仮称) 淀川左岸線延伸部に係る環境影響評価方法書について

○ 意見照会（資料 1）

○ 都市計画決定権者より環境影響評価準備書の概要説明（資料 2、3、4）

<質疑応答>※【都計権者】は都市計画決定権者（大阪府）の発言を示す。

【委 員】事業予定地の現在の状況はどのようなものか。

【都計権者】ルート・構造は決まっていないが、門真 J C T から国道 479 号線までの間は、現在平面道路（花博通り）がある。国道 479 号線から西側の部分は大部分が住宅地となっている。

【委 員】国道 479 号線より西側は、地下に道路を通すのか。

【都計権者】ルート・構造は決まっていないが、P I（パブリック・インボルブメント）の提言を踏まえ大深度地下を有効活用する方向で検討していく。

【委 員】住宅があるまま、地下に道路が通るといふことですね。

【都計権者】構造は決まっていないが、トンネル構造を主体として検討していく。

【会 長】本事業は大深度地下で予定されている。事業計画地周辺の地下水の帯水層はもっと浅い位置にあったかとは思いますが、掘削の際には地下水の帯水層には影響しないと予測しているのか。

【都計権者】今後、既存資料調査や事業計画地周辺の現地調査を行い把握していく。

【会 長】事業計画が具体化していないということはあるが、方法書に記載されている事業計画を見るだけでは、予測・評価を行うと選定している環境影響評価項目とのギャップを感じる。単に地下に道路を建設するというだけでは、我々も何を審査すればよいのかよく分からないので、環境影響項目の選定理由について詳しく説明いただきたい。

【都計権者】事業計画については、現在は P I の提言を受けて検討している段階で、今の段階では具体的な計画が決まっていないので、説明できない。淀川左岸線Ⅱ期との接続については（淀川左岸線Ⅱ期の構造にあわせて）浅い地下構造に、第二京阪との接続については（第二京阪の構造にあわせて）高架構造ということになると思う。そういったことを踏まえ、今後調査等を行って行きたい。

【委 員】地下水については（有害物質による）汚染や濁りに関しての評価しか行なわれないようであるが、過去の事例で事業により地下水の流れが止まってしまったという事例があり、本事業においてもそうなることで地下からの湧水を利用している生物等への影響があるのではという懸念がある。また、それは道路周辺だけでなく離れたところでも起こる可能性があるため、広い範囲への生態系への影響を考える必要があるため留意いただきたい。

【都計権者】御指摘も踏まえて、地下水の変動等の調査・予測等を行っていききたい。

【会 長】方法書では事業計画が固まっていないこともあるため影響のある可能性のある項目を選定し、調査・予測の結果も踏まえて詳細な計画を決定していくということですね。

【事務局】本事業は都市計画対象事業であるが、都市計画の手続はまだ行われていないこともあり、具体的な計画については方法書には記載されていない。現時点の計画で想定される主な環境影響としては、門真 J C T と接続する部分については高架構造計画ということで自動車の走行による騒音等の影響、淀川左岸線Ⅱ期の豊崎インターチェンジにおいては、場合によっては新御堂筋へのアクセス部分の淀川での工事が発生する可能性があるということで、淀川の水質及び動植物などへの影響、また、地下区間の換気のために設置される換気塔からの排ガスの影響といったものがあると事務局としては考えている。

【会 長】換気塔については大気の他にも景観等への影響もあろうかと思うが、どのくらいの高さのものを想定しているのか。

【都計権者】詳細な計画については未定であるが、他の事例では地上高さが概ね 40m 程度となっている。今後換気方式も含めて構造等を検討していくこととなる。

【委 員】本事業のように大深度地下区間を利用した道路というのは、他に事例があるのか。

【都計権者】大深度法を計画中の道路としては、東京外郭環状道路がある。

【委 員】既に供用中の道路はまだないということか。

【都計権者】地下深い区間を通っている道路はあるが、大深度地下法の適用を受けた道路ということでは、現在供用中のものはない。

【委 員】P I 手続の際の有識者委員会の提言において、中間部にインターチェンジを設けることが望ましいとのことであり、国道 479 号線のところにインターチェンジを作ること検討中とのことであるが、他の箇所を作る計画はないのか、現時点で分かる範囲で結構なので教えていただきたい。

【都計権者】P I での推奨すべき計画案をベースとして検討していく。国道 479 号に接続する内環インターチェンジの他に、大阪中央環状線への接続として門真西インターチェンジを検討していく。

【委 員】それでは中間部にはこの箇所以外にインターチェンジを造ることはないという理解でよいか。

【都計権者】P I の提言を基に、具体的には今後検討していく。

【委 員】大気質の予測の際に、これだけ大きな道路ができるというところの交通量がかなり変わってくると思う。換気塔から排出される排ガスの影響など、本事業による直接的な影響については予測されるのだろうが、周辺道路の交通量が変化することによる影響についてはどのように考えておられるのか。

【都計権者】基本的には事業計画地周辺の本事業による影響について予測・評価していくものになると考えている。

【会 長】トンネル部分については、排ガスは換気塔を通して排出されることになると思うが、予測も換気塔から排出される汚染物質を予測するという理解でよいか。

【都計権者】おっしゃるとおりである。

【会 長】先ほどの委員の意見は、方法書に記載の事業効果として、都心部の渋滞が減るなどの効果があるなどといった記載があったことから出たものだと思う。環境アセスメントとしては事業による直接的な影響を予測するものであるが、そういった効果を定量的に示すことも環境アセスメントとしては難しいのかもしれないがお願いしたいという意見であると思う。

【委 員】事業による効果として、大阪中心部の渋滞や交通量が減ることにより、窒素酸化物や温室効果ガスが削減すると謳っているのが、環境アセスメントとは直接関係しないかもしれないが、そういった効果を具体的に提示したほうがよいという感じはする。

【都計権者】事業の整備効果として、御指摘の点も踏まえて検討していきたい。

【会 長】先ほどの意見は、環境アセスメントとしては直接関係しないかもしれないが、もっと大きな目で事業を見たときには重要ではないかと思う。事業による（環境面に対する）プラスの効果も何らかの方法で提示はしているんだろうけれども、環境アセスメントだけでは本事業による影響は小さいですよというマイナス面からの評価にしかない。このあたりは環境アセスメントの限界なのかもしれないが。

【委 員】淀川左岸線については、今回の事業区間ではないが何十年にもわたって公害調停が行われて未だに終息していない。周辺住民に対する配慮は何か考えておられるのか。

【都計権者】今後の環境影響評価の結果なども踏まえて、都市計画の原案の作成を行っていく。その手続きの中で周辺住民の方等に、丁寧に説明を行い理解を得られるように適切に対応していきます。

【委 員】高架構造となる箇所については、門真ジャンクション付近だけのことであるが、豊崎地先から内環インターチェンジへの方向については、平面構造から地下に入っていくことを想定しているのか。

【都計権者】構造は決まっていないが、P Iの提言を踏まえ、トンネル構造を主体として検討する。ただし、門真ジャンクションの第二京阪道路、近畿自動車道との接続については高架構造を計画している。豊崎インターチェンジについては、今後の検討になるが新御堂筋との接続部は高架構造となる可能性もある。

【委 員】現道との接続部についてはある程度制限があると思うが、事業計画が決まっていない中で、景観に対する配慮というのはどのように行っていくのか。

【都計権者】景観への影響がある地下区間以外については、今後検討した上で準備書段階では景観面に対する配慮についても提示する。

【会 長】現時点では事業計画が具体的に決定しておらず、準備書段階で詳細な事業計画を決定した上で作成するとのことであるので、本日の委員の意見も踏まえた上で、周辺住民へも受け入れられる事業計画としたうえで、準備書を作成いただきたい。

○ 事務局より手続きフローの説明（資料5）

(2) 東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について

○ 意見照会（資料6）

○ 都市計画決定権者より環境影響評価準備書の概要説明（資料7、8）

<質疑応答>※【都計権者】は都市計画決定権者（交野市及び四條畷市）の発言を示す。

【委 員】説明資料 p50 の二酸化窒素について、本事業寄与濃度、バックグラウンド濃度、環境濃度の記載について確認したい。

【都計権者】本事業寄与濃度及びバックグラウンド濃度についてはNO<sub>x</sub>で予測しており、これをNO<sub>2</sub>に変換したものを環境濃度として記載している。

【委 員】沈砂池で溜まった泥について浚渫を行うことになるだろうが、その泥の処理について、説明資料 p51 に記載している水質処理装置と p64 に記載している工事中の活性炭による水質処理装置と同じものか。

【都計権者】浚渫土については、府の建設汚泥の自ら利用に関する指導指針等に基づき可能な限り場内で利用を行うが、処理装置から出る汚泥等、利用できないものは廃棄物として搬出する。工事中は濁水処理装置で処理しきれない場合に活性炭処理装置を使う。供用後については、別の場合も考えられる。覆土や浸透防止策によって汚濁濃度も低減されると考えているがどれくらいのレベルの水が出るか現時点では分かっていない。

【委員】 修景池に湿地を設けるとのことであるが、現在の調整池については、湧水で湿地が維持されているのかあるいは閉鎖系か。

【都計権者】 現在の池は過去の土砂採取時に調整池か沈砂池として使用していたもの。現在はほとんど水はない。

【委員】 カワヂシャ等移植する計画であるが、湿地が永続的に維持されるか。

【都計権者】 現在の調整池の一部を湿地帯と整備する計画である。

【会長】 調整池ではあるが、ビオトープも整備し水質浄化の効果も狙うということかと。放流先が天野川であり多様な生物も生息しており、あまり変な水は流せないののでそういうことを配慮しているということですね。

【都計権者】 はい。

【委員】 土壌汚染対策法の形質変更時要届出区域に指定されているが、汚染土壌の処理方法はどのように考えているか。掘削除去か現位置封じ込めか。

また、現時点で関係住民や関係市町村長から意見が出ていれば教えていただきたい。

【都計権者】 形質変更には環境省令に基づいた対策が必要であり、土壌の直接摂取のリスク回避については50cmの覆土を実施、地下水のリスクについては周辺の井戸水利用者には水道を施設する計画である。

意見については、先般実施された都市計画の公聴会では2件の公述がなされた。事業計画地の候補地設定に関して、昭和52年頃から地元住民から建設反対があったが、こういった過去の経緯を踏まえた事業の推進を望む、といったご意見。現在、地元の方には、ご理解ご協力をいただけるよう説明会などを進めているところ。

【事務局】 補足させていただきますと、条例では説明会については準備書の縦覧期間中に実施することとなっており、今後、各市で2回ずつ説明会を実施予定。また、関係市町村長の意見については、現在、大阪府から意見照会中であり今後の手続きのなかで意見が述べられるものと考えている。

【委員】 住民の思いを踏まえていただければと思う。

【会長】 関係市には生駒市は入るか。

【事務局】 条例上の関係市は、交野市と四條畷市であるが、他府県に対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域があるときはその都道府県知事と手続きについて協議を行うこととなっており、本事業については生駒市がこれにあたるため、奈良県知事と協議を行っている。協議のなかで奈良県域には府条例の規定は適用できないが、一定、同等の手続きを実施することとし、意見についても奈良県が生駒市の意見を吸い上げて、府に意見を提出する予定である。

【委員】 計画地は土砂採取跡地であるが、なんらかの埋立がされた経緯があったように記憶しているが。

【都計権者】 平成22年度に土壌調査を実施したところ、昭和46年から50年代初めに土砂等の持込があり、廃棄物交じりの建設残土が事業計画地に一様に存在してる。

【委員】 そうなことであるので、ごみピットを15m程度掘削する分の搬出は必ずあるということですが、適法に処理されるということですね。また、工事中の排水処理についても、有害物質が検出されており土地形質変更時要届出区域に指定されているため、そういうことも踏まえて法令に基づき適正に工事を行うという理解でよいか。また、プラント排水等は再利用するとのことであるが、天野川に排水するのは供用後は雨水のみということによいか。

【都計権者】 そのとおりです。

【委員】 準備書 p472 にリサイクル施設から発生する音は「定常的な音」とあるが、変動もあり定常的とは言えないのではないか。

【都計権者】 基本的には建屋内にあり、大きい音のするものはコンクリート内であり、定常

音と表現している。

【委員】レベルが減っても、発生する段階で変動があるものが定常に変わるわけではないため、表現上修正されたい。

【都計権者】はい。

【委員】準備書 p503 で建設作業騒音について、既に環境基準を超えているところで更に1デシベル増加するのはできれば避けていただきたいので、対策を考えられないか。建設工事に係る騒音は環境基準の対象とはなっていないと記載があり、確かにそうではあるが、住民にとっては聞く音は同じであるため、そういったことにも配慮されたい。

【都計権者】建設作業で一時的なものであり、影響は少ないと考えている

【委員】作業時期だけ防音壁を立てるなど、出来るだけ対応されたい。

【委員】低周波音についてG特性で問題ないとしているが、1/3 オクターブバンドでも参照値があるため、それらを考慮して評価していただきたい。

【委員】CO<sub>2</sub>の削減が現状に比べ 26%削減とあるが、現在の焼却施設と比較してということでよいか。削減とは減量によるものか原単位の削減によるものか。

【都計権者】各ごみの組成に原単位を乗じて算出している。ごみの減量による削減と発電による削減である。

【委員】大気質の事後調査の項目は何か。

【都計権者】準備書の p866 に記載してる項目である。

【委員】地下水リスクの回避について、上水道を施設するとのことであるが、周辺にどれくらいの数の井戸水利用者がいるか？

【都計権者】6から7世帯。

【委員】煙突からの排ガスの予測のところで、煙突高さ 59m 予測されているようであるが、風向風速はどの高さのものを使用して計算しているか。排ガスが上昇した高さの風向風速を使用しているのか。

【都計権者】一般的な方法として、実態高さの風向風速を代表として計算している。

【委員】修景池については一般に公開するか

【都計権者】見学など組合の管理下で立ち入ることができます。

【委員】そういうことであれば、水質調査も実施するということになるか。

【都計権者】供用開始後も調査を実施する。

【委員】搬入計画の南ルートについて、現況調査や予測において下田原（C地点）は現国道の値か。

【都計権者】現国道の値です。

【委員】そうすると、バイパス工事後はバイパスを通るが、基本的には現況より改善されるであろうということで現況の値で予測しているという考えでよいか。

【都計権者】そのとおりです。

【委員】管理棟には見学施設を設ける予定か。

【都計権者】啓発機能も考えており、周辺住民に親しまれる施設を考えている。

【委員】是非進めてください。環境アセスでは、人と自然との触れ合いの活動の場の評価で、周辺に影響はないといったネガティブな評価となることが多いが、そうではなく新たにそういう環境を作り出すという意気込みで取り組んでいただきたい。小学校4年生の社会科の授業でも見学に来ることになると思うので、環境学習の場として重要な施設とな

ると考えれる。

【委員】わかりました。

【事務局】搬入ルートに関して補足ですが、準備書の p489 などをご覧いただければと思いますが、地点Cの右上の点線のルートは完成時期が未定、地点Cより西側の部分は、本事業の供用開始時には完成しているとのことであり、搬入ルートとしては地点Cを通過した後、地点Bを通過して北上するルートになる。

【委員】地点Bから北上するルートについて、他市のごみを収集した車が生駒市域を通ることになるが、他のルートはないのか。

【都計権者】現在も交野市のごみの搬入ルートは生駒市域を通過しており、供用後も通行車両の大きな増加はないが、住民説明会等ではごみを落とすかどうかと言った意見もあるため、走行には十分注意したい。

【委員】発破工事について、1日2回とあるが、その1回とは何発かまとめてであると思うが、何発ぐらいでどれぐらいの時間続くか。

【都計権者】現時点では、岩質が未定であるため発破を実施するかどうか分からないが可能性があるため予測している。発破を行う場合には地元には十分留意して実施する。

【会長】アセスとは少し外れるが、平成29年度の削減目標を基に施設規模を見直されたが、今後も減量化が進み処理能力に余力がでてくると考えられる。アセス制度では限界があるかもしれないが、設計の際に、そういった場合にどうするかを考え過大なものにならないようにすれば、環境影響も少なくなると考えられる。

○ 事務局より手続きフローの説明（資料9）

(3) その他

○ 「環境影響評価及び事後調査に係る技術指針」の改定に係る検討状況について説明